

會報

第一號

國立大學協會



國立大學協會

國立大學協會會報

第一號

目次

一 第一回總會 (昭和二五・七一・一三)

(I) 國立大學協會創立總會

- (1) 會則案審議(會則) (1)
- (2) 役員選挙(役員) (3)
- (3) その他 (3)

(II) 國立大學協會理事會

- 特別委員会の設置(附表) (4)

二 第四特別委員會

三 第二回總會 (昭和二五・一一・二七)

- (1) 報告 (7)
- (2) 議事 (7)
- (一) 四常置委員会の設置(附表) (7)
- (二) 教職員の待遇改善について (8)
- (三) 新旧制大学卒業生の初任給差撤廃について (8)

四 第二常置委員會

- (四) 學生補導その他に関する協会について (9)
- (五) 大学の予算について (9)
- (六) 協会の事務局組織について (9)
- (七) エキスパート運動について (9)
- (八) 四常置委員會の決定事項の承認 (10)

五 會計報告

(昭和二十六年・二・八現在)

- (一) 專門委員の依囑 (12)
- (二) 第一回專門委員の会同 (13)
- (三) 第二回專門委員の会同 (14)
- (一) 会費 (15)
- (二) 收支總額 (15)
- (三) 支出内訳 (15)
- (四) 昭和二十五年経費見積 (15)

六 国立大学一覽表

(17)

一 第一回總會

(I) 国立大学協会創立總會

(一) 日 時 昭和二十五年七月十三日(水)九時半

(二) 場 所 東京大学附蔵図書館

創立總會順序

(1) 会則案審議

(2) 役員選挙

(3) その他

(三) 出席者

各国立大学学長全員

文部大臣外関係官

(四) 議 事

(1) 会則案審議(会則)

東京工業大学学長より座長推薦と諮り選ばれ
て南塚兼大造長座長席に着く。

座長より評議員会で修正した会則案を討議

説明

澤田氏(東外)高橋氏(東北)から経費と
会費の額についてそれぞれ意見が述べられ

結局異議なく可決された。

国立大学協会会則

第一章 總 則

第一條 本会は、国立大学協会と稱する。

第二條 本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力
により、その振興に寄與することを目的とする。

第三條 本会は、前條の目的を達成するために、次
の事業を行う。

一 国立大学の振興につき必要な調査研究

二 教授および研究上における大学相互の協力機

助に關する事項

三 その他本会の目的達成に必要な事項

第四條 本会の事務所は、東京都東京大学構内に置
く。

第二章 会 員

第五條 本会は、国立大学を会員として組織する。

第三章 役 員

第六條 本会に、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

三 理事 十四人（会長、副会長を含む）

四 監事 二人

第七條 理事及び監事は、總會で会員の互選により定める。

2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第八條 役員職務は、次のように定める。

一 会長は、会務を總理し、本会を代表する

二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

三 理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する。

四 監事は、会計を監査する。

第九條 役員任期は、二年とする。但し、再選することができる。

2 補欠によつて就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 會議

第十條 本会の會議は、總會および理事会とする。

2 總會および理事會は、それぞれその總員の半数以上が出席しなければ會議を開くことができない。

い

3 議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第十一條 總會は、毎年一回会長が招集する。但し

会長が必要と認めるとき、又は会員格名以上から要求があつたときは、会長は、臨時に總會を招集することができる。

2 会長は、總會の議長となる。

第十二條 理事会は、毎年三回以上会長が招集する

2 会長は、理事会の議長となる。

第十三條 特別の事項を調査研究するため必要あるときは、会長は、理事会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第五章 會計

第十四條 本会の經費は、会費その他の収入をもつてあてる。

第十五條 本会の會計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日で終る。

第六章 雜則

第十六條 この會則の改正は、總會の議を経なければならぬ。

第十七條 本会の職務を処理するため、理事会の議

を経て必要な職員を置くことができる。

附則

第十八條 この会則は、昭和二十五年七月十三日から施行する。

(2) 役員選挙(役員)

会則に基き、本協会の理事(十四名)及び監事(二名)の選挙が行われ、引続き理事十四名に依る会長及び副会長各一名の互選が次の通り執行決定された。

役員

会長(理事)	南原繁	(東大)
副会長(理事)	森戸辰男	(廣島大)
理事	宮脇富	(帯廣畜産大)
	高橋里美	(東北大)
	小池敬幸	(千葉大)
	和田小六	(東京工業大)
	富山保	(横浜国立大)
	戸田正三	(金沢大)
	勝沼精藏	(名古屋大)
	鳥養判三郎	(京都大)

理事

今村荒男(大阪大)

中田篤郎(徳島大)

菊池勇夫(九州大)

鵜淵健之(熊本大)

中山伊知郎(一橋大)

田中保太郎(神戸大)

監事

(3) その他

会長 副会長の就任の挨拶があり、なお会長からこの席上、全国大学教授連合の印刷問題につき経過説明があり、五割申告と各大学学長から教授、助教授に周知徹底方を依頼された。又、国立大学小委員会の名で従来審議して来た懸案は、今後は本協会に特別委員会を設けて承継することとし、理事会に諮り具体化した旨の説明があった。(十二時十六分閉会)

(II) 国立大学協会理事会

(一) 日時 昭和二十五年七月十三日 十九時—二十時

- (一) 湯川 東京大等大講堂南側会議室
- (二) 出席者 南東会長以下理事全員
- (四) 議 事

(1) 事務局の設置について、東大構内に置くことを可決

(2) 昭和二十五年度予算案について、会長から説明があり、原案通り可決

(3) 会報を発行すること、世界大学協会（巴里）及び日本私立大学協会とも提携すること、その他在巴里ユネスコとの運業を考慮することなどの発言があり、採択

(4) 特別委員会の設置（附表）

本協会の事業を具体的に推進するため、本協会設立前、かねて文部省で採り上げていた白線浪人対策、卒業期繰上げその他新制大学一般教養課程等に関する問題についての委員会の外、当面する諸問題の調査研究を急ぐための左の通り、特別委員会を設けた。

国立大学協会附設特別委員会（昭和三五七三現在）

第一特別委員会（一般教養を中心とした、課程編

制等に関する事項の調査研究）

- 委員：東大、京大、名大、東工大、千葉大、神戸大、廣島大、横浜大、奈良大、和歌山大、岐阜大（十一大学）

第二特別委員会

（白線浪人対策、卒業期繰上げ問題、学徒厚生補導に関する事項の調査研究）

- 委員：東大、京大、東北大、阪大、北大、九大、名大、東工大、東工大、一橋大、神戸大、廣島大（十二大学）

第三特別委員会

（大学相互援助に関する事項の調査研究）

- 委員：北大、東北大、東大、名大、京大、広島大、九大、帯広大、山形大、山梨大、金沢大、阪大、徳島大、熊本大（十四大学）

第四特別委員会

（新制大学設置条件充足に関する事項の調査研究）

- 委員：室蘭工大、弘前大、新潟大、静大、和歌山大、岡山大、高知大、宮崎大、熊本大（九大学）

一 第四特別委員會

- (一) 日 昭和二十五年八月十二日(土)九時半
- (二) 場 所 東大講堂會議室
- (三) 出席者 南原会長、各委員
- 文部省関係官

(四) 議 事

新制大学設置條件の充足整備の状態を各委員から各フロツク毎の各大学の実際を報告し、文部省側からも事情を聴取して、財政関係につき研究討議された結果、所在都道府縣市の長及び議長に対し会長名を以て協力を依頼することと決定。

○註 以上の決定に基いて、その後会長からそれぞれ來次のような依頼状を差出した。

国大協第三号

昭和二十五年九月 日

国立大学協会会長 南 原 繁

拜啓 時下益々御清祥實し上げます

昨年 貴縣所在国立新制大学の創設に当りましては

貴当局において逸早く準備期成の組織を設けられ、縣民各位一体の強力な運動と御援助を蒙り、豫定通りその発足を見るにいたりましたことは、まことに深謝のいたりに堪えなかり次第でございます。大争者は、右の御心盡しに感激し、全国民の附托に副うべく只管精進を続けております。光榮、全国国立大学總学長相諮り、大学の現状から見ても、その使命を達成するためには、各大学相互間の協力と援助を一層緊密化しなければならぬとの趣旨の下に、国立大学協会を創設いたしました。而して、本協会に直に当面の大学整備に關する諸問題を採り上げ、その方策の具体的推進を急ぐことになつた次第であります。何卒、本協会への使命に対し、深甚の御理解と、何分の御協力を願ひ上げます。

さて、申上げるまでもなく、大学はその地方の文化及び産業の開發発展に奇手する中心的施設であり、その成否は、懸つて大学の設備と人の問題に歸するものであります。而して、貴縣所在国立大学は、幸いその創立当初から貴縣一体の御支援により着々整備の方向を辿りつゝ、あります。なお、その設置條件その他の現況に鑑みまして、一段の努力を必要

とすることば、大学当局者から、屢々陳情申し上げた
 ところで、既に御承知の通りであります。当協会と
 しては、文部省当局に対し、種々その実情を述べ、早
 急に諸施設を整備するよう要望し、当局もまた、こ
 れを諒察して、それそれ最善をつくされてゐるので
 あります。しかもなお、建物、設備、圖書等の不
 整備のため、大学教育研究上支障甚からざる実情であ
 ります。した小いまして、創設以来の貴縣当局の重
 ねおさねの御協力を更に強力に御推薦願ひ、せめて
 設置條件の履行を完了して、その完成を期する以外
 最早その方法がないのであります。

何卒、地方財政御多端の折、種々御苦心の多いこ
 とと拜察いたしますが、這般の事情御賢察下さいま
 して、所在国立大学整備のため一層の御高配を懇願
 いたします。

敬 具

國大協第三号

昭和二十五年 月 日

国立大学協会長 南 原 繁

拜啓 時下益々御清祥實し上ります

昨年 国立新制大学発足以来、地元所縣の一方なら

め御援助により着々育成の實と挙げつゝありますこ
 とは、まことに御同慶のいたりに存じます。

大学当局者は御高配に感激し、全国民の附托に副う
 べく一層の精進を続けております。先般、全国国立
 大学総長相諮り、大学の現状から見ても、その使命を
 達成するためには、各大学相互間の協力を一層強化
 しなければならぬとの趣旨の下に、国立大学協会
 を創設いたしました。而して、本協会は、直ちに当
 面の大学整備に關する諸問題を採り上げ、その方策
 の具體的推進を急ぐことになつた次第であります。
 何卒本協会の使命に対し、深甚の御理解と何分の御
 協力を願ひ上げます。

さて、申上げるまでもなく、大学はその地方の文
 化及び産業の開發と發展に寄與する中心的施設であ
 り、その成否は懸つて大学の設備と人の向壁に歸す
 るものであります。而して、各国立大学の現状は、
 政府の這次に巨る努力にも拘らず、なお、所期の域
 に達せず、中には、設置條件の履行につき少からざ
 る支障のあるものもあります。まことに遺憾
 に感え存ひ次第であります。このことは、当協会と
 して文部省当局に対し、種々実情を述べ、早急に諸施

設を整備するよう要望し、当局も亦これを諒し、
それそれ最善をつくされているのであります。而
もなお、建物は足らず、設備は整わず、或は図書類
の不充足のため、各大学とも教育研究上支障から
ざる実情は御承知の通りであります。ついては、大
学設置以来の地元の御協力と御援助とをこの際更に
強力に御推進願ひ、せめて設置条件の履行を完了し
もつてその完成を期する以外最早その途がないので
あります。

何卒、地方財政逼迫の折柄、貴当局におかれては禮
律御苦心の多いこと存じますか。這般の事情御嘆
察下さいまして、貴地方所在国立大学整備のため、
一層の御援助を懇願いたします。

敬具

三 第一二回總會

昭和二十五年十一月二十七日（月）午前十時から
日本學術會議講堂で南原会長司會の下に、全国々立
大学長全員出席の上開会された。文部省からは箱田
大学學術局長、春山大学課長出席。

(1) 報告

(一) 第四特別委員会において新制大学の設置条件
充足状況について調査研究し、その結果に基いて、
会長名を以て各都道府県市の長及び議長宛に文
書を以て財政的援助を要望した。

(二) ニースにおいて開かれるユネスコ主催の大学
總會出席者推薦方を依頼されたので東京都及び
その附近の役員の会同を求め東京大学法学部長
横田教授を推薦した。

(三) 象徴院文部委員の招きに応じて東京大学南原
總長が出席して学生の指導等につき意見を述べ
た。

(四) 所謂レッドパージについて、会長からかねて
の方針に変わりないこと。又、箱田局長から文部
省の態度及処理方法等について詳々説明があ
つた。

(2) 議事

(一) 四常置委員会の設置（附表）

従来四つの特別委員会が設けられていたのを

取扱うべき問題が受つて来たので改組して次の
四つの常置委員会とすることと会長から提案し
その通り決定し、それそれ委員長及委員を選ば
れた。

しかし第四特別委員会のみは当分の間臨時委
員会として存続することとした。

国立大学協会附設常置委員会(昭三五二二七現在)

第一常置委員会(委員長 金沢大学長) 11大学

委員 秋田大 東大 横浜大 新潟大 金沢大

岐阜大 滋賀大 愛媛大 熊本大 大分大

第二常置委員会(委員長 茨城大学長) 11大学

委員 北大 岩手大 一橋大 山梨大 茨城大

愛知学芸大 神戸大 京都工芸繊維大 徳

島大 九大

第三常置委員会(委員長 千葉大学長) 11大学

委員 東北大 帯広大 東教育大 千葉大 お茶

の水大 静岡大 阪大 奈良大 岡山大

九工大

第四常置委員会(委員長 東外大学長) 11大学

委員 室蘭工大 弘前大 東工大 東外大 名大

京大 和歌山大 弘島大 高知大 宮崎大

尚、委員は一応一二年毎に改選すること

会長及び副会長は各委員会に出席できることを

認めた。

② 教職員の特遇改善について

教員の待遇改善については全国大学教授連合

においても関係当局に訴えているのであるが

当協会としてもこれと呼応して事務職員とも合

めて至急に待遇の改善をはかるべきであること

と決議し、会長、副会長から関係当局に対し要

請することとした。

尚年未手当については少くとも一ヶ月分の俸

給と同額、また給與ベースの引上げについては

幅を大きくするよう、更に特別研究生の給

貸與額も右と同様にされるよう要望された。

③ 新制大学卒業生の初任給差撤廃について

新制大学卒業者と旧制大学卒業者の採用に当

つて人事院と主として各会社団体等の初任給に

差を設けている現状は新制大学を一段低く見る

ことになり、新制大学の発展を妨げ、且つ六三

三四を通じての年限及教育の内容等について

詳しく比較するときこの両邊が明瞭なのでこの
案を指摘して先ず人事院に対して是正するよう
要望することに意見の一致を見た。

(四) 厚生補導その他に関する協会について

厚生補導関係者が集まつて常置の協会を作る
ような動きがあるに鑑み、当協会が成立した以
上その目的から考えて各部門毎に担当者を集ま
つてこの種協会等の設立を認めない方針を確定
し、従つて負担金も認めないこと、但し日本教
育大学協会は当協会設立以前に出来たものであ
るから、当分このまゝ認めることに決定した。

(五) 大学の予算について

国立大学の予算編成上AクラスBクラスCク
ラス等の差別を設けることは特に新制大学の育
成上問題であるとして論議が行われ、福田局長か
らつても詳しい説明があつて協議を重ねた結果次の
通り決議された。

カニ回

決 議

国立大学の予算編成については、差別的取扱を爲
さざることを原則とすること、但し新設大学の施設

圖書其の他設備については、速に充実するよう努力
すると共に、将来大学院の計画については特設の考
慮を払ふこと。

(六) 協会の事務局組織について

当協会は充足同もなりことであり、当分の間
東大事務局長と庶務課長を兼務として依頼し
その下に専任の事務職員二、三名をおくことに
了解を得た。

(七) エネスコ運動について

エネスコ運動の支持及び国際平和・国際理解
に関する研究、教育の振興についての申合せ
広島大学森澤学長からこの件について詳細な
提案趣旨の説明があり、一同異議なく次の通り
の申合せを決定した。

(八) エネスコ運動の支持及び国際平和・国際理解 に関する研究、教育の振興についての申合せ

内外の情勢にかんがみ、国際平和と国際理解の促
進は、特別の関心に値する。かゝる見地より、われ
われはエネスコ運動を支持するとともに、国際平和
と国際理解に関する研究、教育の重要性を認め、そ
の振興を期する。

(六) 四常置委員会の決定事項の承認

第一日は總會で終り、第二日二十八日は、四つの委員会が別々に開催され、各々所管の事項について熱心に協議をすゝめられ、その結果も午後の總會に説明されて夫々承認を得た。

常置委員会の決定事項は次の通りである。

(1) 第一常置委員会

第一常置委員会決議

一般救養のあり方について慎重審議したが、各大学の事情によつてそのやり方は相違があるので、各大学において現実によつておられるところを卒直にお知らせ願いたい。

(注意) 各大学に照会すること、照会項目は大

学課長と相談すること。

(2) 第二常置委員会

第二常置委員会決定事項

一 国立大学の補導厚生に関する問題は、大学協会第二常置委員会が主となつて取扱う。

従て、現在計画されて居る全国々立大学補導協会のようなのは解散して本大学協会に於て其事業を引受けること、之れがために専門委員等と設

けること、全国的連絡會議其他必要な場合も大学協会の名に於てする。

一 各大学の補導厚生の手算を設けることと文部省に要請する。

一 学生補導関係部門の組織(名称、構成、人選等)各大学に問い合せて、各大学に本協会からその集計を配布して之れを参考として各大学夫々適当に定めること。

一 学生保健の問題

(1) 全国的に各大学が実施して居る方法を大学協会として調査すること

(2) 学生の健康保険法の件を文部省に掛合うこと、学生の時争問題について

(1) 事件のあつた大学は大学協会に速報すること
(2) 文部省は学生問題に関し常に調査研究してその結果を大学協会に速報してもらうこと。

一 大学協会の補導厚生委員会(第二常置委員会)に専門委員もおくこと。以上

(3) 第三常置委員会

第三常置委員会決定事項

本委員会は大学相互の援助のため、人事、図書

機械器具及び施設の汎用並びに保管転換についての左
のような事項を決議した。

記

一 人争について

1. 専任教官について

教官候補者を豊富に持つ有力大学に於ては学
長から出采得る限り必要とする新設大学に教官
の赴任を斡旋していたべくこと

2. 兼任教官について

兼任教官の旅費を相当多額に増加して正規の
支拂に支障の無いようにされたこと

有力大学に於ては兼任教官及び非常勤講師の
斡旋に十分な厚意を示されたこと

3. 受入れ側の大学に於ては教官の住宅の斡旋其
の他厚生施設を十分に考慮すること 従つて赴
任旅費を正規に支拂う等のため各大学の旅費を
増額されたこと。

二 図書及び機械器具について

バツクナンバー及び單行本亦ニ望三望にある場
合は持たない大学に保管転換をすることが望まし
い。

機械器具についても同様のこと亦望ましい。こ
れがためプロツク別の協議会を崩れてよく検討す
ること

三 施設について

敷地及び建物を含んだ施設の交換又は保管転換
を大学相互援助の精神から十分に考慮されたこと
とを大学設置審議会第九特別委員会に申出ること

四 内地研究員（内地留学）について

1. 内地研究員の制度を整備充実すること
例えば受入れる大学には研究用着費を増額す
ること

2. 研究員の手当を現在の倍額位に増加すること

3. 研究員の数を現在よりも増加すること

五 教官の養成について

新制大学の教官補充について大学院を持つ有力
大学に於ては十分に考慮されたこと

例えば計画的に人材を養成するため新設大学の
欠員を利用して研究させること。従つて新設大学
に於ては如何なる部門に教官を必要とするかを至
急調査すること亦必要である。

(4) 第四常置委員会

第四常置委員会決定事項

一 大学々長及び教授等待遇改善問題及び年末手当俸給一ヶ月支給の儀は今一思ひにて実現可能の形勢にありと認めらるゝを以て協会々長並びに役員に於て早急政府当局と懇談之が実現方努力を要望す。

二 国立大学階級別撤廃に因する十一月廿七日協会總會決議及び新制旧制大学卒業生待遇差別撤廃の儀につけても之れが具現方に関し協会々長及び役員に於て出来得る限り速に政府当局と面談し上記總會の總意を傳ふると共にその具現方につき最善の努力を望む。

三 学生の補導學生の件は白と共にその重要性を加え采たれるに不拘現在大学の予算中之れに因する経費は若んど皆無に等しい状態なるに鑑み明年度以降大学予算中には之れが為相当巨額の経費計上すると共に各種旅費の増額を要望す。

四 教官の住宅不足の爲特に北方大学に於ては適當敷官確保上非常に困却し居るを以て差当り公務員住宅割当の際は大学教官の希望に対し優先順位を

与ふる事になるよう協会の努力を望む
 五 政府当局より大学々長及び教官等に対し其の一般職務以外の要務を依頼せらるゝ場合 特に手当を支給せらるゝ事なき現状なるが今右はかゝる場合に対しては適當の手当支給ある様予算酌量置を講せらるゝ事となるよう協会の尽力を望む。

四 第一二常置委員会

(一) 専門委員の依頼

第二常置委員会はかねての決定に基いて鈴木委員長(茨城大学)の推薦によつて 会長から次の通り九人の専門委員が二六年一月二〇日附で委嘱された。

国立大学協会第二常置委員会専門委員名簿(六二〇)

大学名	官職	氏名
東北大学	学生部長	木下 彰
福島大学	同	川村安太郎
茨城大学	同	沼尻源一郎
東京大学	厚生部長	斯波義慧

千葉大学	教授 厚生部長	柏木 嵩
東京学芸大学	大泉 介夜主事	大 城 富士男
一橋大学	厚生補導部長	砥 川 潮
東京教育大学	同	下 村 康
新潟大学	教務部長	亀 坂 文 麿

(二) 第一回専門委員の会同

第二常置委員会専門委員第一回会同

(一) 日 時 昭和二十六年一月二十日(土)十時—十二時

場 所 東京大学大講堂南側会議室

(二) 出席者 南原会長

文部省側 稻田局長 宮地課長

鈴木茨城大学長(委員長) 山梨大学長

専門委員九人

(三) 議事要録

南原会長から本協会設立の経緯を述べられ
 学生の本生補導に因する問題は、本協会が中
 心となつて推進する、之がための設けられた第
 二常置委員会に専門委員を委嘱して具体的問
 題の調査研究を願うことになつた旨、本日は
 初会同で自由討議の形で卒直に意見希望を聞

陳され、成果を挙げ得るよう協力されたい
 差当り課題として学生の健康保険府ども取り
 上けることを希望する旨の挨拶があつた。

鈴木委員長から略々会長と同様の挨拶がめ
 り、専門委員の調査研究審議を願ひ、施策に
 ついての意見を聴き、常置委員会にかけて処
 置を決定して行きたい旨の光明があり、次に
 で、委員長と各専門委員との間及び相互間に
 本会同の運営問題其他に關し質疑応答があ
 り、会長から厚生補導に關する研究調査施策
 は国立大学協会中心になさるべきこと、但し
 單なる事務的連絡会議等は、その他の方法で
 催おすことを妨げるわけではない。尚情報機
 関誌の発行も考えられるが、文部省が積極的
 に取上げて然るべき問題であろうと思ふ旨を
 述べられ

委員長から次回の課題は

- (一) 学生の健康保険
 - (二) 寄宿舎
 - (三) 情報交換
- の三問題とし、それら研究を願うことを述

へて所会と存つた。

第二回会同は一月二十七日(土)九時半からと
予定された。

(三) 第二回専門委員の会同

第二常置委員会専門委員第二回会同

(一) 日 時 昭和二十六年一月二十七日(土)

十時 — 十四時半

場 所 東京大学大講堂南側会議室

(二) 出席者 鈴木委員長 山梨大学長 九専門委員

文部省 稲田局長 宮地課長

(三) 競争要録

(1) 学生の健康保険について

文部省側から、任意加入か、強制加入か、
病气全体を対象とするか、結核のみを対照と
するか、保険料金を学生からどの程度徴集す
るか、国家の補助予算も考えられるか、国立
大学のみではいけない旨、そして健康の統計
計算を行う必要がある旨の説明があった。

尚、現在のところ、北海道大学、九州大学、
京都大学、中央大学が学生健康と実施中であ

る旨、及び医学部を持たない大学としては、
この実施は困難である旨を説明。種々意見
の交換討議が行われた結果、委員長から、小
委員と設け、一罹病率、一学生の健康料金負
担能力、一健康料金の徴集方法、一授業料の
滞納状況、等を調査する旨述べられ、小委員
として、東京大学(斯波)、東京学芸大学
(大城)、東京教育大学(下村)の三氏に依
頼された。

(2) 寄宿舎(寮)について

現在の大学寄宿舎は不良学生の斗争の温床
の視がある旨の意見等も出たが、結局寄宿舎
(寮)の存続も必要であることに一致し、最
も大切なることは、寄宿舎の衛生保持と、ガイ
ダンスであり、この目標に向つていかに改善
して行くべきかを調査研究することゝなつた。

(3) 情報交換について

一 本協会、競争局に情報に精通した専任者と
置いて常時執務するとすし。
一 文部省と協会と直結し、前者が情報を取
纏めて後者に知らせるとすし。

会報 18
 1回
 2

25.7.13
 25.11.27

五 會計報告

(昭和二六・二八現在)

一 情報は單なる及共ニユースであつては
 けな
 二 法廷闘争の記録も参考にした旨
 等の意見が述べられたのち具体的方法の具
 体案をつくつて次回に提出することゝす
 た。
 以上(1)(2)(3)についての問題は二月十六・十七
 日の両日に亘り更に審査討議することとして用
 会。

(一) 会 費 本協会の会費は 各大学一学部当り
 年額金五千円と定められ 支出科目は 役務費
 (目) 雑役務費(目の区分)とし 昭和二十五
 年九月十五日までに納付することに付つた。
 (文部省大臣官房会計課長承認)
 東京都文京区本郷三丁目株式会社第一銀行本御
 支店內、国立大学協会長南原繁、口座振込。
 送金内訳書を東京大学会計課長宛送付のこと。
 会費は二つの大学とのこして全部完納された。

(二) 收支總額

(昭和二六・二八現在)

收入額 一〇八〇〇〇〇円
 支出額 一八〇〇三〇四円
 残額 八九九九六六円

(三) 支出内訳

總會費 六一九二六円
 理事會費 九四五〇円
 人件費 六七五三五円
 備品費 八六一〇円
 消耗品費 九六一三円
 通信費 一七五二〇円
 旅費及交通費 一六〇〇円
 雜費 三七八〇円
 合計 一八〇〇三〇四円

(四) 昭和二十五年年度經費見積

(昭和二六・二八現在)

昭和二十五年国立大学協會年度經費見積書

A. 事業費	396,500-	
1. 会議費	46,500-	
總會費	21,000-	70大学一人300円(茶菓并代)計21000円年1回
理會費	25,500-	役員17人一人150円()計25500円年10回
2. 出版費	50,000-	
會報發行費	50,000-	1部100円年1回500部
3. 調査研究費	300,000-	
調査研究費	300,000-	調査会研究会(手当、旅費、茶菓代、その他)
B. 事務費	708,500-	
1. 人件費	400,000-	職員2人1人年額200,000
2. 備品費	20,000-	
3. 借用料	72,000-	事務所賃借料(瓦斯代、電気料、水道料を含む)
4. 消耗品費	30,000-	
5. 印刷費	10,000-	
6. 通信費	12,000-	70大学1回600円年20回
7. 旅費及交通費	115,000-	
8. 雜費	49,500-	
合計	1,105,000-	

(1) 国立大学一学部当員担額 約5,000円

(2) (1)ニヨル月割剩余额八翌年へ繰越

国立大学一覽表

国立大学一覽表

地区	大 学	学部	地区	大 学	学部	地区	大 学	学部	
北海道	北海道	8	関	電気通信	1	近畿	大阪学芸	1	
	北海道学芸	1		一橋	3		神戸	戸芸	6
	室蘭工業	1		東京医歯	2		奈良学芸	1	
	小樽商科	1		東京水産	1		奈良女子	2	
	帯広畜産	1	横浜国立	3	茶和歌	2			
東 北	弘前	3	東 中	新潟	6	中 国 四 国	鳥取	3	
	岩手	3		山梨	2		島根	2	
	秋田	2		信州	6		岡山	5	
	山形	4		富山	4		廣島	6	
	福島	2	金沢	6	山徳	5	島川	3	
関 東	茨城	3	部	福井	2	九 州	香取	2	
	宇都宮	2		岐阜	1		高知	3	
	群馬	3		静岡	3		高知	3	
	埼玉	2		名古屋	1		福岡学芸	1	
	千葉	6		愛知学芸	1		九州工業	8	
	東京	9		名古屋工業	10		佐賀	2	
	東京外語	1		三重	2		長崎	5	
	東京学芸	1		滋賀	2		熊本	8	
	東京農工	2		京都学芸	1		大宮	2	
	東京芸術	2		京都工芸	2		鹿見	3	
東京工業	5	京都大阪	5		4				
京大	3	大阪外語	1	計	71 枚	222 部			

會報 第一號

(非賣品)

昭和二十六年三月九日印刷
昭和二十六年三月十日發行

印刷兼發行者

東京都文京區本富士町一番地
東京大學構内

国立大学協会事務局長進藤小一郎

電話 小石川 (85)

4131
3181
3161
2161
2121
内線
5500